

住宅用火災警報器設置調査について(協力依頼)



本市の住宅用火災警報器設置率
67.39%(平成26年6月現在)



平成23年6月より住宅用火災警報器が義務化され、はや3年が経過しました。しかし、本市においては、全国の79.8%に比べて低い設置率となっています。市消防本部では「**すべてのご家庭に、住宅用火災警報器**」を目標に設置調査を行っています。設置調査に関するはがきが届きましたら、返信くださいますようお願いいたします。また、設置されていないご家庭についても設置のほどよろしく申し上げます。

本市の平成25年奏功事例

午後10過ぎごろ、コンロに鍋をかけ、そのまま外出する。寝室を居間にあった警報器が発報し、隣の住人が焦げる臭いと「ピピピッ」という音に気付き煙を発見し、消防に通報する。

被害 鍋の内容物のみ

お昼ごろ、みそ汁をこんろにかけたまま寝てしまい、台所に設置された警報器が発報。その音に気付くと部屋中煙で充満しており、こんろの鍋からは煙が出ているのを発見。急いでスイッチを切り、消防に通報する。

被害 鍋の内容物(炭化)

平成26年度 全国統一防火標語 『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

問合せ:消防本部予防課 ☎892-1850

自動交付機で発行できる証明書が増えました!

新たに発行できる証明書	開始日
固定資産証明書関係 評価証明書、資産証明書、公課証明書、無資産証明書	平成26年6月9日
所得証明書関係 扶養されている方の所得課税証明書	平成26年6月末日
納税証明書関係 軽自動車の車検用として必要な納税証明書(無料)	平成26年7月末日

いずれの場合にも、市民カードまたは住基カードへの自動交付機利用設定が必要になりますので、お持ちでない方は市民課にてお申込みください。

すでに、自動交付機利用設定手続きを行っている方は、申請手続きは不要です。

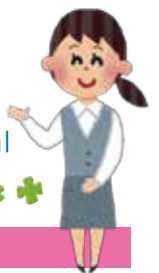
申請手続きにつきましては、下記のURLからご確認ください。

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/life/house/01/jidoukoufukiriyousokushin.html>



自動交付機の設置場所、稼働日、利用時間

宜野湾市役所 ☎893-4411
(平日) 8:30~19:00 (土・日・祝日) 8:30~17:00
市民図書館 ☎897-4646
(水・木・金曜日) 10:00~19:00 (土・日・月曜日) 10:00~17:00
市立博物館 ☎870-2349
(月・水・木・金・土・日曜日) 9:00~17:00
※3施設とも、12月29日から翌年1月3日まではお休みです。
図書館、博物館は火曜日、祝日等各規則に定める日が休館となります。



自動交付機利用手続きについて 市民課 ☎893-4411 内線108・109
固定資産税・所得課税証明書について 税務課 ☎893-4411 内線221・222・223